

河川法第27条許可証

佐賀県指令 5 東土第 441 号
令和 5 年 6 月 8 日

令和5年4月17日付けで許可申請のあった河川区域内の土地の形状変更（盛土）については、河川法（昭和39年法律第167号）第27条の規定に基づき下記のとおり許可する。

佐賀県知事 山口 祥義



記

許可を受ける者	住所	佐賀県鳥栖市蔵上町587-1
	氏名	株式会社 篠原建設
場所	地名番	鳥栖市酒井東町字川口828番1、828番2、839番1、839番2 各地先
	河川名	筑後川水系 秋光川
行為面積又は数量	盛土	A=4,908.79㎡
行為期間	許可日	から 360日間 まで
目的		隣接する民地盛土に伴い盛土
条件		<p>知事が公共上必要と認めた場合は、許可を取り消すことがある。この場合は、自費で撤去し、原形に復旧しなければならない。</p> <p>「佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」など各種条例を遵守し適切な盛土を行うこと。</p> <p>河川区域と里道/民地については、境界杭などにより境界を明確にすること。</p>